

小松島市人事行政の運営等の状況

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、主に平成19年度における市職員の任用、給与、服務や勤務条件などをお知らせします。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員数の状況

部局別	平成18年度(A)	平成19年度(B)	増減(B)-(A)
	4月1日現在	4月1日現在	
市長部局	322	318	△4
議会事務局	5	5	0
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員	1	1	0
農業委員会	3	2	△1
教育委員会	72	66	△6
消防長	36	36	0
企業管理者	40	39	△1
合計	481	469	△12

職区分	平成18年4月1日職員数	平成19年3月31日退職者数	平成19年4月1日採用者数	異動による増減	平成19年4月1日職員総数
一般行政職	230	20	10	4	224
税務職	28		5	-4	29
看護・保健職	10				10
福祉職	42	1			41
消防職	36		1	-1	36
企業職	40	2		1	39
技能労務職	68	1			67
幼稚園教育職	27	5	1		23
合計	481	29	17		469

(注) 職区分の一般行政職とは以下のいずれにも該当しない職員です。
 税務職とは 主に税務関係業務に従事する職員です。
 看護・保健職とは 主に看護・保健関係業務に従事する職員です。
 福祉職とは 主に福祉関係(保育所、児童館)業務に従事する職員で技能労務職を除いた職員です。
 消防職とは 主に消防関係(消防本部(署))業務に従事する職員です。
 企業職とは 主に企業関係(水道、運輸)業務に従事する職員です。
 技能労務職とは 主に技能関係(運転士、調理員、労務員)業務に従事する職員で企業職を除いた職員です。
 幼稚園教育職とは 主に幼稚園に従事する職員です

2 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの給料の支給額(H19.4.1現在)

職区分	平均給料月額(単位:百円)	平均年齢
一般行政職	3,171	43.75歳
税務職	2,523	34.92歳
看護・保健職	2,828	39.75歳
福祉職	3,255	45.00歳
消防職	3,028	41.58歳
企業職	3,376	48.58歳
技能労務職	3,107	47.00歳
幼稚園教育職	3,535	48.17歳
合計	3,146	44.17歳

(2) 手当制度の状況(H19.4.1現在)

手当名	支給基準および支給額	支給対象者(人)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,000円 ※扶養親族でない配偶者がいる場合は、そのうち1人について 6,500円 配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円 15歳の誕生日後の最初の4月1日から22歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間にある子どもについては、上記の金額に1人につき5,000円加算	207
通勤手当	交通用具を使用する場合 通勤距離に応じて2,000円～24,500円 公共交通機関を利用する場合 6ヶ月定期券等の額を一括支給 ※ただし、55,000円を限度	380
住居手当	家賃が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 持ち家の場合 2,500円支給(5年間)	107
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の職に応じて支給 (平成19年度については支給額に対して25%減額)	134
単身赴任手当	官署を異にする異動または在勤する官署の移転に伴い住居を移転しやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居した職員で異動等に伴う転居、別居の時点で当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが困難である職員のうち単身で生活することを常況とし、現在も配偶者の住居から通勤することが困難である職員に支給 月額23,000円	-
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与額に125/100を乗じて得た額)	163
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額)	104
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までに勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額)	26
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給	79
管理職特別勤務手当	週休日または休日等に処理を要する臨時または緊急性を有する業務等に従事した場合に支給 勤務1回につき12,000円を超えない範囲	-
宿日直手当	宿日直勤務命令簿により勤務を命ぜられ、その勤務に服した職員に対して支給	-
期末手当	6月期 1.40月分 12月期 1.60月分 計 3.00月分	472
勤勉手当	6月期 0.725月分 12月期 0.725月分 計 1.45月分	468

(注) ・時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当の一部については、3月実績分によるものです。
 ・期末手当、勤勉手当については、平成18年度中の支給割合・支給対象職員数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休暇・休息時間の状況(H19.4.1現在の標準的なもの)

勤務時間等	始業時間	午前8時30分
	終業時間	午後5時15分
休憩時間	午後零時～午後零時45分	
休息時間	業務の繁閑を計り、1日について15分(H20.4.1から廃止)	
閉庁日	・日曜日および土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日	

(2) 年次有給休暇の取得状況(H19.1.1～H19.12.31)

総付与日数(A)	12,174
総取得日数(B)	3,326
対象職員数(人)(C)	324
平均取得日数(B)/(C)	10.3
消化率(B)/(A)	27.3%